

付議 第 4 号

博物館に相当する施設の指定に関する議案

博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）第18条の規定に基づき申請のあった下記の施設を、博物館に相当する施設として指定することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）第2条第34号に基づき、議決を求めます。

記

施設の名称：高知市立自由民権記念館

所在地：高知市棧橋通四丁目14番3号

申請者：高知市長 岡崎 誠也

高知県教育委員会事務委任規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(34) 博物館を登録し、又は登録を取り消すこと及び博物館に相当する施設を指定し、又は指定を解除すること。

別記第6号様式

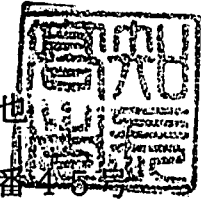
博物館相当施設申請書

21高教自第82号
平成21年9月9日

高知県教育委員会 様

申請者 高知市長 岡崎 誠也

申請者の住所 高知市本町5丁目1番4号



博物館法の規定により、下記施設を博物館相当施設として指定されるよう別添関係書類等を添えて申請します。

記

設置者 高知市

設立年月日 平成2年4月1日

施設名 高知市立自由民権記念館

施設所在地 高知市棧橋通4丁目14番3号

高知市立自由民権記念館の概要

高知市立自由民権記念館は高知市制100周年記念施設として平成2年4月1日開館した。

「自由は土佐の山間より」という言葉に代表される日本で最初の国民的民主主義運動といわれる自由民権記念運動が土佐から全国に広がったことを記念するとともに、先人の貴重な足跡を明らかにし、現在、未来へと引き継いでいくという大きな使命を持っている。

そのため、土佐の自由民権運動を中心とする近代資料等を収集、保存、市民に展示公開し生涯学習を推進している。

また、市民の文化、コミュニティ活動の場ともなっている。

所在地 高知市棧橋通四丁目14番3号

開館 平成2年4月1日

建物 高知市立自由民権記念館 総面積 5,847.20 m²

敷地面積 4,860.27 m² (外駐車場 986.93 m²)

延床面積 2,790.51 m²

1階 1,237.19 m² 塔屋 6.84 m²

2階 1,454.84 m² 別塔 91.64 m²

所蔵資料の状況

自由民権記念館収集資料 33,473点

一般資料 26,999点

職員数 13名 (館長1、事務局長・学芸員1、主幹2、主任1、主査2、
派遣職員2、臨時職員2、資料調査員2)

休館日 毎週月曜日 (祝日の場合は翌日)

年末年始 (12月27日～翌年1月4日)

審査票

審査委員長氏名 (藤田直義)

	博物館に相当する施設指定審査要項	高知市立自由民権記念館	適否
施設	<p>(1) 総合博物館、歴史博物館、民俗博物館、考古博物館、美術博物館、科学博物館について</p> <p>ア 建物はおよそ132m以上の延べ面積を有すること</p> <p>イ 陳列室、資料保管室、事務室等が整備されていること</p>	<p>ア 建築面積 1,843.68㎡ 延床面積 2,790.51㎡ (<input checked="" type="checkbox"/> ・ 否)</p> <p>イ 展示室、収蔵庫、事務室等が整備されている (<input checked="" type="checkbox"/> ・ 否)</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/></p> <p>否</p>
資料	<p>(1) 資料は、実物、標本、模型等と所蔵資料を有することを原則とするが、寄託資料であってもよいこと。</p> <p>(2) 所蔵資料は常に整理分類されて保管されていること</p>	<p>(1) 収集資料 33,473点 一般資料 26,999点 計 60,472点 (<input checked="" type="checkbox"/> ・ 否)</p> <p>(2) 保管済 (<input checked="" type="checkbox"/> ・ 否)</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/></p> <p>否</p>
職員	<p>職員は、一般の職員のほか専門職員としてのいずれかに該当する職員を有すること</p> <p>(1) 学芸員有資格者</p> <p>(2) 学芸員に相当する者</p> <p>学芸員に相当する職員は少なくともつぎによるものとする</p> <p>ア 高等学校卒の職員は10年以上の経験を有する者</p> <p>イ 短期大学卒の職員は7年以上 "</p> <p>ウ 大学卒の職員は5年以上 "</p>	<p>(1) 学芸員有資格者1名を有する (<input checked="" type="checkbox"/> ・ 否)</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/></p> <p>否</p>
事業	<p>(1) 展示は常設展はもとより、特別展などもおこなっていること</p> <p>(2) 案内書、パンフレット、解説書等定期的に刊行していること</p> <p>(3) 各種の講習会、講演会、映画会等が行われていること</p> <p>(4) 資料について調査研究活動が行われていること</p> <p>(5) その他各種の教育活動が配慮されていること</p>	<p>(1) 常設展のほか、企画展を年数回開催 (<input checked="" type="checkbox"/> ・ 否)</p> <p>(2) パンフレット、年報の発行 (<input checked="" type="checkbox"/> ・ 否)</p> <p>(3) 講座・講演会等の開催あり (<input checked="" type="checkbox"/> ・ 否)</p> <p>(4) 調査研究、紀要の発行 (<input checked="" type="checkbox"/> ・ 否)</p> <p>(5) 出前授業、訪館推進指定校事業、子ども歴史教室、社会科自由研究作品展を開催 (<input checked="" type="checkbox"/> ・ 否)</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/></p> <p>否</p>
運営	<p>(1) 館園の設置規定、利用規則、職員組織規定等館園の運営に必要な諸規定が整備されていること</p> <p>(2) 開館日数が年間を通じ100日以上であること</p> <p>(3) 館の運営が年間を通じて一般に公開されていること</p> <p>(4) 年間利用者は、当該地域の人だけでなく、他地域の人にもわたっていること</p>	<p>(1) 整備済 (<input checked="" type="checkbox"/> ・ 否)</p> <p>(2) 開館日 (<input checked="" type="checkbox"/> ・ 否) 休館日：毎週月曜日(祝日・振り替え休日の場合は開館) 年末年始(12/27～1/4)</p> <p>(3) (<input checked="" type="checkbox"/> ・ 否)</p> <p>(4) (<input checked="" type="checkbox"/> ・ 否)</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/></p> <p>否</p>

実地調査の概要

- 1 日 時 平成21年11月18日(水) 14:00~16:00
- 2 該当施設 高知市立自由民権記念館(高知市棧橋通四丁目14番3号)
- 3 調査委員
委員長 藤田 直義(県立美術館 館長)
委員 伊藤 博史(高知県社会教育委員連絡協議会長)
委員 内田 純一(高知大学教育学部教授、高知県社会教育委員長)
委員 岡本 桂典(県立歴史民俗資料館 学芸課長)
委員 福田 道則(文化生活部 文化・国際課長)
- 4 審査結果
平成21年度高知県博物館相当施設指定審査会委員5名全員審査票のとおり適となる。

審査会の概要

- 1 日 時 平成21年11月30日(月) 14:00~15:30
- 2 場 所 高知県教育センター分館 中講義室
- 3 該当施設 高知市立自由民権記念館
- 4 審査委員
委員長 藤田 直義(県立美術館 館長)
委員 伊藤 博史(高知県社会教育委員連絡協議会長)
委員 内田 純一(高知大学教育学部教授、高知県社会教育委員長)
委員 岡本 桂典(県立歴史民俗資料館 学芸課長)
委員 福田 道則(文化生活部 文化・国際課長)
※ 福田委員は欠席により委員長に委任(委任状提出)
- 5 審査結果
出席委員で協議し、審査票のとおり全員一致で適となる。
- 6 当該施設への要望事項
意見等:特になし

平成21年度高知県博物館相当施設指定審査会委員

氏 名	現 職
伊藤 博史	高知県社会教育委員連絡協議会長 高知県社会教育委員
内田 純一	高知大学教育学部教授 高知県社会教育委員長
岡本 桂典	高知県立歴史民族資料館 学芸課長
福田 道則	文化生活部 文化・国際課長
藤田 直義	高知県立美術館長

(※名簿は50音順による)

博物館法

(博物館に相当する施設)

第二十九条 博物館の事業に類する事業を行う施設で、国又は独立行政法人が設置する施設にあつては文部科学大臣が、その他の施設にあつては当該施設の所在する都道府県の教育委員会が、文部科学省令で定めるところにより、博物館に相当する施設として指定したものについては、第二十七条第二項の規定を準用する。

博物館法施行規則

(申請の手続)

第十八条 法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指定を受けようとする場合は、博物館相当施設指定申請書(別記第六号様式により作成したもの)に次に掲げる書類等を添えて、国立の施設にあつては当該施設の長が、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十一条において同じ。)が設置する施設にあつては当該独立行政法人の長が文部科学大臣に、都道府県立の施設にあつては当該施設の長(大学に附属する施設にあつては当該大学の長)が、その他の施設にあつては当該施設を設置する者(大学に附属する施設にあつては当該大学の長)が当該施設の所在する都道府県の教育委員会に、それぞれ提出しなければならない。

- 一 当該施設の有する資料の目録
- 二 直接当該施設の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及び図面
- 三 当該年度における事業計画書及び予算の収支の見積に関する書類
- 四 当該施設の長及び学芸員に相当する職員の氏名を記載した書類

(指定要件の審査)

第十九条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、博物館に相当する施設として指定しようとするときは、申請に係る施設が、次の各号に掲げる要件を備えているかどうかを審査するものとする。

- 一 博物館の事業に類する事業を達成するために必要な資料を整備していること。
 - 二 博物館の事業に類する事業を達成するために必要な専用の施設及び設備を有すること。
 - 三 学芸員に相当する職員がいること。
 - 四 一般公衆の利用のために当該施設及び設備を公開すること。
 - 五 一年を通じて百日以上開館すること。
- 2 前項に規定する指定の審査に当つては、必要に応じて当該施設の実地について審査するものとする。

博物館の登録に関する規則をここに公布する。

○博物館の登録に関する規則

(昭和 27 年 3 月 7 日教育委員会規則第 2 号)

改正 平成 5 年 9 月 29 日教育委員会規則第 14 号 平成 19 年 3 月 30 日教育委員会規則第 3 号

博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)に規定する登録を行うため、同法第 16 条の規定に基づいて、博物館の登録に関する規則を次のように定める。

博物館の登録に関する規則

(登録原簿)

第 1 条 博物館法(昭和 26 年法律第 285 号。以下「法」という。)第 10 条に規定する登録原簿は、別記第 1 号様式による。

(提出書類の様式)

第 2 条 法第 11 条第 1 項に規定する登録申請書は、別記第 2 号様式によらなければならない。

2 法第 11 条第 2 項第 1 号に掲げる添付書類のうち博物館資料の目録は別記第 3 号様式によらなければならない。

(博物館登録審査会)

第 3 条 高知県教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、博物館の登録に関して意見を聞くため、博物館登録審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、教育委員会が学識経験者のうちから委嘱し、又は任命する委員 5 人以内で組織する。

3 審査会に委員の互選による委員長を置き、会務を総理させる。

4 前 3 項に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、審査会が定める。

一部改正〔平成 19 年教育委員会規則 3 号〕

一部改正〔平成 19 年教育委員会規則 3 号〕

(登録及び登録の取消)

第 4 条 教育委員会は、次に掲げる事項については、審査会の意見を聞かななければならない。

(1) 法第 12 条の規定による登録又は登録しない旨の決定

(2) 法第 14 条第 1 項の規定による登録の取消

2 教育委員会は、法第 12 条の規定により登録しない旨の決定をするに当たっては、あらかじめ当該登録申請者に対し、陳述する機会を与えるものとする。

(博物館資料の目録の変更届)

第 5 条 法第 13 条第 1 項の規定による変更届のうち、博物館資料の目録に係るものについては、重大な変更を除き、毎年 4 月 1 日現在及び 10 月 1 日現在でなければならない。

(告示及び通知)

第 6 条 教育委員会は、博物館の登録、登録事項の変更若しくは登録の取消しを行ったとき又は博物館の廃止による登録の抹消をしたときは、高知県公報で告示し、かつ、博物館の設置者にその旨を通知する。